

令和8年6月分

令和8年7月31日発行

ハローワークちば

賃金情報

☆ 職種別求人・求職・賃金バランスシート

☆ 産業別求人賃金一覧表

6 月中に新たに受理した求人票の下限及び上限の平均賃金（税込み）、求職票の月額最低希望賃金（税込み）平均値及び求人、求職のパート賃金（時間給）です。

☆ 中途採用時賃金

令和8年4月～令和8年6月の雇用保険被保険者資格取得者（新規学卒を除く）採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 新規学校卒業者初任給情報

令和8年3月～令和8年5月の雇用保険被保険者資格取得者のうち、新規学卒者の採用時賃金の平均値（税込み）です。

毎月決まって支払われる各種手当を含み、超過勤務手当、賞与及び臨時の賃金を除きます。

☆ 最低賃金一覧表

千葉県内のすべての事業場で働く労働者に適用される「千葉県最低賃金」、特定の業種の事業場で働く労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」の一覧表です。

☆ 地域別最低賃金改定状況（全国）

都道府県別最低賃金の改定状況です。

千葉公共職業安定所

〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3

TEL 043-242-1181

FAX 043-242-1162

職種別求人・求職・賃金バランスシート

ハローワーク千葉

2026年06月

常用的フルタイム			常用的フルタイム(月額:円)			職 種	常用的パートタイム			常用的パートタイム(時間:円)		
有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金		有効求人	有効求職	求人倍率	新規求人賃金		求職希望賃金
			上限	下限						上限	下限	
9,516	7,803	1.22	320,259	246,049	254,908	職 業 計	5,883	4,973	1.18	1,463	1,346	1,261
26	54	0.48	349,826	272,927	467,000	A管理的職業従事者	0	9	-	0	0	1,170
0	0	-	0	0	0	01 管理的公務員	0	2	-	0	0	1,200
3	4	0.75	210,000	210,000	416,667	02 法人・団体役員	0	0	-	0	0	0
19	39	0.49	476,319	322,521	511,667	03 法人・団体管理職員	0	5	-	0	0	1,140
4	11	0.36	230,000	230,000	350,000	04 その他の管理的職業従事者	0	2	-	0	0	0
2,841	1,323	2.15	371,797	267,079	275,778	B専門的・技術的職業従事者	891	603	1.48	1,790	1,621	1,437
2	19	0.11	0	0	266,667	05 研究者	0	9	-	0	0	1,200
3	1	3.00	0	0	0	06 農林水産技術者	0	0	-	0	0	0
51	45	1.13	424,904	248,514	320,000	07 製造技術者(開発)	0	4	-	0	0	0
52	84	0.62	345,170	226,352	301,333	08 製造技術者(開発を除く)	3	14	0.21	0	0	1,325
440	68	6.47	468,057	285,791	313,000	09 建築・土木・測量技術者	8	24	0.33	0	0	1,436
525	309	1.70	439,682	245,654	273,415	10 情報処理・通信技術者	2	42	0.05	0	0	1,342
17	13	1.31	249,792	205,520	205,000	11 その他の技術者	4	4	1.00	0	0	0
41	17	2.41	510,934	357,776	466,000	12 医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	33	24	1.38	2,400	2,150	5,000
412	133	3.10	333,093	287,196	271,579	13 保健師、助産師、看護師	338	112	3.02	2,067	1,893	1,735
157	46	3.41	324,471	251,522	253,333	14 医療技術者	145	25	5.80	1,857	1,642	1,567
93	45	2.07	290,289	235,634	238,000	15 その他の保健医療従事者	43	28	1.54	1,506	1,384	1,349
591	167	3.54	294,609	250,520	244,800	16 社会福祉専門職業従事者	265	142	1.87	1,473	1,324	1,201
2	4	0.50	220,000	220,000	0	17 法務従事者	0	1	-	0	0	0
4	28	0.14	240,000	240,000	250,000	18 経営・金融・保険専門職業従事者	3	13	0.23	2,198	1,879	1,500
396	45	8.80	408,780	303,161	266,667	19 教員	19	40	0.48	2,250	2,057	1,350
0	0	-	0	0	0	20 宗教家	0	0	-	0	0	0
2	20	0.10	410,000	253,000	300,000	21 著述家、記者、編集者	0	11	-	0	0	1,175
4	136	0.03	311,310	235,715	280,588	22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者	11	45	0.24	1,235	1,140	1,260
1	4	0.25	284,000	244,000	200,000	23 音楽家、舞台芸術家	0	0	-	0	0	0
48	139	0.35	357,130	306,247	261,176	24 その他の専門的職業従事者	17	65	0.26	1,439	1,374	1,378
773	2,708	0.29	271,315	220,239	241,218	C事務従事者	627	1,620	0.39	1,386	1,278	1,242
453	2,213	0.20	266,456	217,513	237,524	25 一般事務従事者	434	1,395	0.31	1,409	1,284	1,249
146	215	0.68	270,143	214,661	257,241	26 会計事務従事者	100	78	1.28	1,353	1,252	1,193
41	44	0.93	268,379	228,394	288,750	27 生産関連事務従事者	20	18	1.11	1,385	1,345	1,190
98	151	0.65	301,991	238,024	241,200	28 営業・販売事務従事者	33	46	0.72	1,304	1,285	1,223
2	0	-	269,407	248,594	0	29 外勤事務従事者	14	2	7.00	1,150	1,080	0
24	23	1.04	258,997	246,523	242,857	30 運輸・郵便事務従事者	2	5	0.40	1,180	1,180	0
9	62	0.15	0	0	226,667	31 事務用機器操作の職業	24	76	0.32	1,163	1,163	1,138
538	486	1.11	326,762	238,163	274,771	D販売従事者	506	228	2.22	1,451	1,341	1,239
172	185	0.93	342,019	243,875	226,667	32 商品販売従事者	462	185	2.50	1,454	1,343	1,228
10	12	0.83	0	0	350,000	33 販売類似職業従事者	7	9	0.78	1,275	1,175	1,140
356	289	1.23	321,378	236,147	300,870	34 営業職業従事者	37	34	1.09	1,500	1,500	1,303
1,295	532	2.43	279,027	236,099	237,889	Eサービス職業従事者	1,633	474	3.45	1,402	1,282	1,229
2	0	-	242,000	215,000	0	35 家庭生活支援サービス職業従事者	17	4	4.25	1,982	1,720	1,700
709	147	4.82	269,385	235,841	245,556	36 介護サービス職業従事者	754	128	5.89	1,446	1,311	1,297
80	39	2.05	245,202	216,680	221,667	37 保健医療サービス職業従事者	90	26	3.46	1,370	1,267	1,225
58	36	1.61	351,300	252,682	230,000	38 生活衛生サービス職業従事者	49	21	2.33	1,459	1,273	1,140
332	90	3.69	279,913	229,804	257,500	39 飲食物調理従事者	386	98	3.94	1,324	1,221	1,191
63	118	0.53	325,348	267,204	245,882	40 接客・給仕職業従事者	133	81	1.64	1,287	1,185	1,208
14	43	0.33	275,572	222,001	208,000	41 居住施設・ビル等管理人	29	59	0.49	1,148	1,148	1,152
37	59	0.63	317,857	237,000	206,667	42 その他のサービス職業従事者	175	57	3.07	1,417	1,349	1,216
952	76	12.53	272,246	238,832	235,455	F保安職業従事者	830	63	13.17	1,508	1,378	1,308
0	0	-	0	0	0	43 自衛官	0	0	-	0	0	0
0	0	-	0	0	0	44 司法警察職員	0	0	-	0	0	0
952	76	12.53	272,246	238,832	235,455	45 その他の保安職業従事者	830	63	13.17	1,508	1,378	1,308
33	63	0.52	301,050	258,050	227,000	G農林漁業従事者	44	29	1.52	1,155	1,155	1,110
33	59	0.56	301,050	258,050	222,222	46 農業従事者	43	28	1.54	1,155	1,155	1,110
0	4	-	0	0	270,000	47 林業従事者	1	1	1.00	0	0	0
0	0	-	0	0	0	48 漁業従事者	0	0	-	0	0	0
685	315	2.17	310,264	226,286	265,000	H生産工程従事者	90	90	1.00	1,373	1,274	1,304
16	4	4.00	341,000	241,000	250,000	49 生産設備制御・監視従事者(金属製品)	0	2	-	0	0	0
13	11	1.18	263,333	242,000	260,000	50 生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	3	2	1.50	1,150	1,150	0
4	7	0.57	235,000	220,000	0	51 機械組立設備制御・監視従事者	0	0	-	0	0	0
100	45	2.22	301,171	231,823	253,571	52 製品製造・加工処理従事者(金属製品)	4	7	0.57	1,700	1,400	1,300
136	55	2.47	284,563	230,483	216,667	53 製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	52	42	1.24	1,367	1,280	1,398
79	36	2.19	355,352	219,435	248,333	54 機械組立従事者	10	3	3.33	1,250	1,240	1,170
283	76	3.72	311,345	222,388	303,077	55 機械整備・修理従事者	15	11	1.36	0	0	1,320
9	4	2.25	350,000	300,000	400,000	56 製品検査従事者(金属製品)	0	2	-	0	0	1,140
12	2	6.00	232,555	230,680	0	57 製品検査従事者(金属製品を除く)	2	5	0.40	0	0	0
4	6	0.67	0	0	233,333	58 機械検査従事者	0	2	-	0	0	0
29	69	0.42	305,000	218,225	271,429	59 生産関連・生産類似作業従事者	4	14	0.29	1,350	1,250	1,250
802	297	2.70	306,469	253,036	269,500	I輸送・機械運転従事者	279	106	2.63	1,345	1,260	1,233
0	1	-	0	0	0	60 鉄道運転従事者	0	0	-	0	0	0
665	176	3.78	312,786	257,624	276,923	61 自動車運転従事者	266	79	3.37	1,353	1,261	1,195
0	1	-	0	0	0	62 船舶・航空機運転従事者	0	1	-	0	0	0
62	51	1.22	299,636	245,908	260,000	63 その他の輸送従事者	1	12	0.08	0	0	1,227
75	68	1.10	276,778	233,517	253,077	64 定置・建設機械運転従事者	12	14	0.86	1,268	1,248	1,335
868	113	7.68	375,606	250,207	251,053	J建設・採掘従事者	49	31	1.58	2,819	1,385	1,158
176	11	16.00	372,359	259,376	250,000	65 建設躯体工事従事者	0	4	-	0	0	0
168	39	4.31	378,763	250,204	230,000	66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	8	11	0.73	1,600	1,300	1,300
154	31	4.97	374,718	239,706	277,143	67 電気工事従事者	0	8	-	0	0	1,170
370	31	11.94	375,096	252,486	245,000	68 土木作業従事者	41	7	5.86	3,428	1,428	1,103
0	1	-	0	0	200,000	69 採掘従事者	0	1	-	0	0	0
703	623	1.13	260,524	228,451	230,808	K運搬・清掃・包装等従事者	934	770	1.21	1,256	1,212	1,176
460	257	1.79	276,355	241,985	240,698	70 運搬従事者	241	150	1.61	1,383	1,250	1,275
153	103	1.49	236,230	205,985	215,500	71 清掃従事者	473	246	1.92	1,235	1,210	1,125
11	12	0.92	0	0	200,000	72 包装従事者	5	18	0.28	0	0	0
79	251	0.31	257,636	231,754	228,286	73 その他の運搬・清掃・包装等従事者	215	356	0.60	1,212	1,185	1,154

❖ 求人賃金は当月中に新たに受付けた求人の所定内賃金の上限・下限の平均値。数値は常用(新規学卒、臨時・季節を除く)。

❖ 求職希望賃金は当月中に新たに受付けた求職の最低希望賃金(税込み)の平均値。

有効求人・有効求職のバランス（令和8年6月分）

ハローワーク千葉

グラフ 1 常用

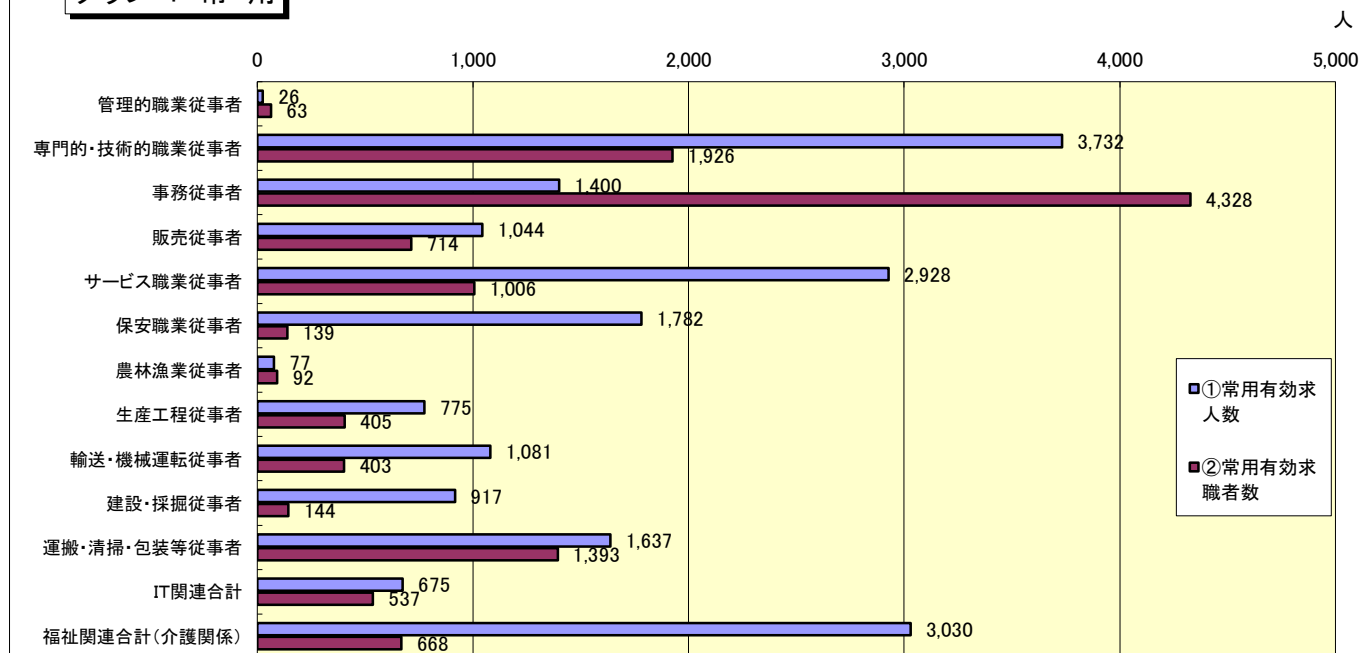
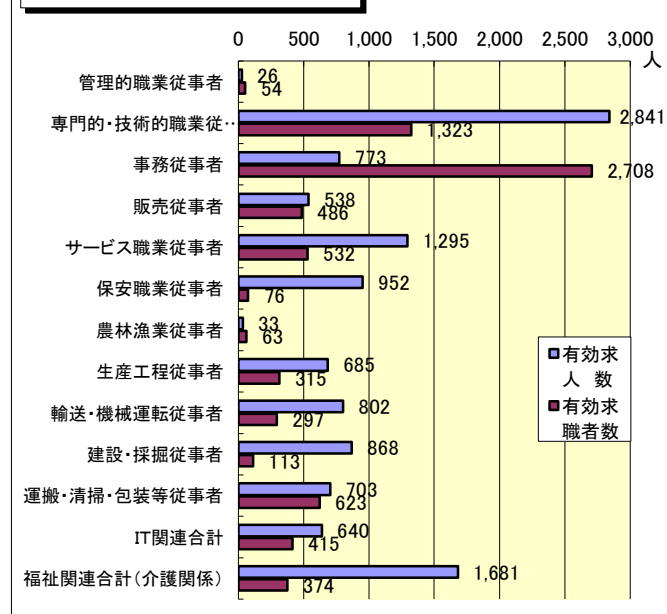


表 有効求人数・有効求職者数・有効求人倍率(常用)

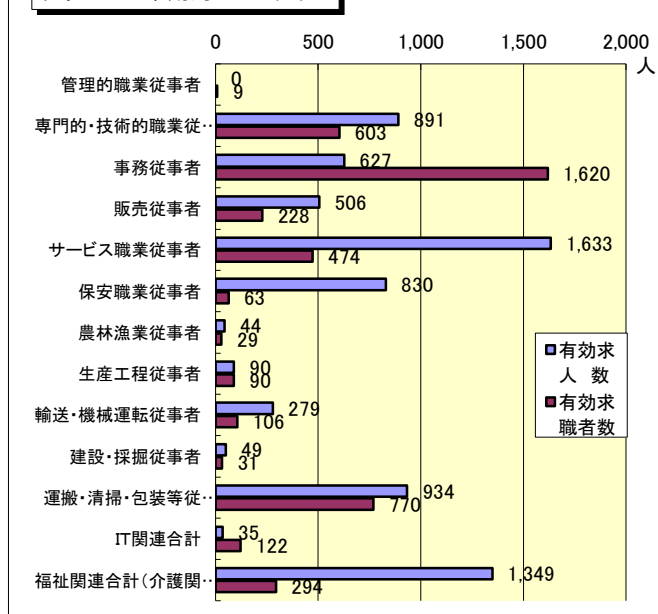
	①常用有効求人人数	②常用有効求職者数	③有効求人倍率	④うちパートタイムを除く常用			⑤うち常用的パートタイム		
				有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率	有効求人人数	有効求職者数	有効求人倍率
合 計	15,399	10,613	1.45	9,516	6,590	1.44	5,883	4,023	1.46
管理的職業従事者	26	63	0.41	26	54	0.48	0	9	0.00
専門的・技術的職業従事者	3,732	1,926	1.94	2,841	1,323	2.15	891	603	1.48
事務従事者	1,400	4,328	0.32	773	2,708	0.29	627	1,620	0.39
販売従事者	1,044	714	1.46	538	486	1.11	506	228	2.22
サービス職業従事者	2,928	1,006	2.91	1,295	532	2.43	1,633	474	3.45
保安職業従事者	1,782	139	12.82	952	76	12.53	830	63	13.17
農林漁業従事者	77	92	0.84	33	63	0.52	44	29	1.52
生産工程従事者	775	405	1.91	685	315	2.17	90	90	1.00
輸送・機械運転従事者	1,081	403	2.68	802	297	2.70	279	106	2.63
建設・採掘従事者	917	144	6.37	868	113	7.68	49	31	1.58
運搬・清掃・包装等従事者	1,637	1,393	1.18	703	623	1.13	934	770	1.21
IT関連合計	675	537	1.26	640	415	1.54	35	122	0.29
福祉関連合計(介護関係)	3,030	668	4.54	1,681	374	4.49	1,349	294	4.59

※その他の職業を除く。IT関連合計、福祉関連合計は内数。

グラフ 2 パートタイムを除く常用



グラフ 3 常用的パートタイム



産業別求人賃金一覧表

令和8年6月分

ハローワーク千葉

産 業 別	一般（パートを除く）[月額：円]	パートタイマー[時間額：円]
D 建設業	324,000	1,310
総合工事業	333,000	1,240
E 製造業	275,000	1,260
食料品製造業	279,000	1,220
繊維工業業	－	－
パルプ・紙・紙加工品製造業	－	－
印刷・同関連業	244,000	1,150
化学工業業	250,000	－
プラスチック製品製造業	271,000	－
金属製品製造業	283,000	1,350
生産用機械器具製造業	327,000	－
電気機械器具製造業	266,000	1,200
（民生用電気機器等）	－	－
（電子機器等）	－	－
輸送用機械器具製造業	306,000	－
（自動車・同附属品製造業）	306,000	－
（精密機械器具等）	262,000	1,200
その他の製造業	280,000	1,150
G 情報通信業	341,000	1,220
H 運輸業，郵便業	270,000	1,510
I 卸売業，小売業	283,000	1,410
卸売業	257,000	1,290
小売業	305,000	1,420
J 金融業，保険業	243,000	1,330
K 不動産業，物品賃貸業	256,000	1,300
M 宿泊業，飲食サービス業	260,000	1,300
宿泊業	314,000	1,260
飲食店	258,000	1,260
O 教育，学習支援業	263,000	1,400
P 医療，福祉	265,000	1,470
医療業	273,000	1,590
社会保険・社会福祉・介護事業	263,000	1,430
Q 複合サービス事業	－	1,250
R サービス業（他に分類されないもの）	279,000	1,350

（注）令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

中途採用時賃金月額

【令和8年4月～令和8年6月】

千葉労働局

(単位:千円)

区分		年齢計	19歳以下	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	対象者数 (単位:人)
産業別	農業、林業、漁業	238	199	220	228	248	259	236	248	249	246	306	252	329
	鉱業、採石業、砂利採取業	332	0	0	263	320	342	365	0	465	250	400	205	14
	建設業	283	228	245	269	285	294	312	325	318	314	326	276	4,461
	製造業	276	217	233	257	270	289	295	294	311	352	307	241	3,081
	電気・ガス・熱供給・水道業	310	228	286	318	282	418	391	284	282	250	410	250	64
	情報通信業	309	224	244	284	339	318	353	367	318	382	261	370	295
	運輸業、郵便業	274	219	250	264	281	277	292	292	291	286	266	232	3,259
	卸売業、小売業	261	212	226	246	267	272	273	280	293	303	291	261	3,648
	金融業、保険業	287	0	234	253	259	280	299	299	253	378	359	320	363
	不動産業、物品賃貸業	278	196	245	260	277	297	312	295	325	342	285	250	673
	学術研究、専門・技術サービス業	301	217	242	267	292	332	345	332	332	400	309	265	1,025
	宿泊業、飲食サービス業	253	212	238	251	259	262	262	278	269	252	276	211	1,316
	生活関連サービス業、娯楽業	259	228	251	269	272	266	281	271	258	268	248	197	1,281
	教育、学習支援業	299	194	248	264	273	312	330	299	340	377	366	315	1,303
	医療、福祉	285	211	246	312	325	296	280	277	272	270	263	248	9,910
	複合サービス事業	253	225	218	241	241	270	288	321	219	361	289	146	97
	サービス業(他に分類されないもの)	259	214	233	245	259	278	287	271	298	282	273	209	3,132
	公務(他に分類されるものを除く)・その他	254	0	254	251	247	307	157	230	289	201	270	240	119
職業別	専門的・技術的職業	309	217	250	318	343	327	316	309	312	322	318	292	8,978
	管理的職業	361	187	236	269	307	342	360	411	405	470	428	326	666
	事務的職業	276	215	243	259	269	289	290	274	298	323	295	262	4,451
	販売の職業	260	215	232	247	260	264	261	278	285	332	286	264	1,920
	サービスの職業	250	211	237	248	253	260	266	262	262	256	251	211	8,978
	保安の職業	232	234	232	230	245	259	264	248	232	236	262	188	414
	農林漁業の職業	235	198	220	224	247	255	255	243	228	281	192	227	285
	運輸・通信の職業	271	213	245	264	269	267	295	293	297	276	257	230	3,140
	生産工程・労務の職業	270	225	238	258	275	286	297	304	292	297	289	255	5,538
規模別	4人以下	266	224	239	257	278	281	276	275	274	284	277	231	3,768
	5～29人	269	219	239	259	269	278	285	286	293	289	283	245	10,708
	30～99人	272	215	239	262	268	281	287	289	292	298	292	238	7,754
	100～299人	274	220	240	263	279	295	300	289	292	302	282	256	5,226
	300～499人	287	225	238	284	315	305	308	309	310	322	277	219	1,688
	500～999人	323	204	258	341	368	340	320	311	323	365	307	326	2,269
	1,000人以上	288	220	244	312	359	324	327	293	275	273	266	255	2,957

※基礎データが少ないために、金額が突出的に高く、または低くなっていることがあります。

新規学校卒業者初任給情報 [令和8年3月卒業者]

千葉県労働局
月額(単位:千円)

産業・職業・規模別		学歴別	中 学	高 校	短 大	大 学
合 計			184	222	236	260
産 業 別	農業、林業、漁業		－	224	* 221	233
	鉱業、採石業、砂利採取業		－	212	* 255	* 252
	建設業	* 180		237	236	272
	製造業	* 175		223	238	262
	電気・ガス・熱供給・水道業		－	238	* 270	284
	情報通信業		－	* 224	227	250
	運輸業、郵便業		－	226	235	256
	卸売業、小売業		－	215	223	248
	金融業、保険業		－	222	229	270
	不動産業、物品賃貸業		－	221	235	267
	学術研究、専門・技術サービス業	* 206		218	234	262
	宿泊業、飲食サービス業		－	220	229	235
	生活関連サービス業、娯楽業		－	220	238	246
	教育、学習支援業		－	216	247	265
	医療、福祉	* 200		213	244	264
	複合サービス事業		－	207	* 216	236
	サービス業(他に分類されないもの)	* 180		226	243	260
	公務(他に分類されるものを除く)、その他		－	* 226	* 233	* 253
職 業 別	専門的・技術的職業	* 193		222	243	265
	管理的職業		－	* 218	* 241	291
	事務的職業	* 206		221	226	262
	販売の職業		－	217	224	252
	サービスの職業	* 185		216	236	250
	保安の職業		－	238	* 253	245
	農林漁業の職業		－	223	* 228	230
	運輸・通信の職業	* 180		226	233	253
	生産工程・労務の職業	* 175		226	239	259
規 模 別	29人以下	* 183		222	237	251
	30人～99人	* 190		220	241	256
	100人～299人		－	221	238	256
	300人以上		－	224	232	262
対 象 人 員			10	2,418	1,777	5,855

(注) 賃金欄の「*」は対象人員が10人未満であることを、また「－」は対象者がいないことを表しています。

令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分

千葉県最低賃金一覧表 マストで守ろう！最低賃金。

最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効 年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,140	令和 7.10.3	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特 定 最 低 賃 金	調味料製造業 (味そ製造業を除く。)	1,140	令和 7.10.3	*調味料製造業の特定最低賃金(889円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,210	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,140	令和 7.10.3	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。)	1,169	令和 7.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 (1) から (3) は上記に同じ (4) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ 塗油、検品の業務 ハ 手作業による袋詰め、包装の業務 ニ 軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,140	令和 7.10.3	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,140	令和 7.10.3	*各種商品小売業(848円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。
	自動車(新車)小売業	1,140	令和 7.10.3	*自動車(新車)小売業(922円)は、令和7年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,140円)」が適用されます。

※注① はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注② 各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎ 賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室 TEL043-221-2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省
最低賃金特設サイト



千葉労働局



労働基準監督署

地域別最低賃金額一覧(47都道府県)

()内は、令和6年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,075 (1,010)	65	令和7年 10月4日
青 森	1,029 (953)	76	令和7年 11月21日
岩 手	1,031 (952)	79	令和7年 12月1日
宮 城	1,038 (973)	65	令和7年 10月4日
秋 田	1,031 (951)	80	令和8年 3月31日
山 形	1,032 (955)	77	令和7年 12月23日
福 島	1,033 (955)	78	令和8年 1月1日
茨 城	1,074 (1,005)	69	令和7年 10月12日
栃 木	1,068 (1,004)	64	令和7年 10月1日
群 馬	1,063 (985)	78	令和8年 3月1日
埼 玉	1,141 (1,078)	63	令和7年 11月1日
千 葉	1,140 (1,076)	64	令和7年 10月3日
東 京	1,226 (1,163)	63	令和7年 10月3日
神奈川	1,225 (1,162)	63	令和7年 10月4日
新 潟	1,050 (985)	65	令和7年 10月2日
富 山	1,062 (998)	64	令和7年 10月12日
石 川	1,054 (984)	70	令和7年 10月8日
福 井	1,053 (984)	69	令和7年 10月8日
山 梨	1,052 (988)	64	令和7年 12月1日
長 野	1,061 (998)	63	令和7年 10月3日
岐 阜	1,065 (1,001)	64	令和7年 10月18日
静 岡	1,097 (1,034)	63	令和7年 11月1日
愛 知	1,140 (1,077)	63	令和7年 10月18日
三 重	1,087 (1,023)	64	令和7年 11月21日

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
滋 賀	1,080 (1,017)	63	令和7年 10月5日
京 都	1,122 (1,058)	64	令和7年 11月21日
大 阪	1,177 (1,114)	63	令和7年 10月16日
兵 庫	1,116 (1,052)	64	令和7年 10月4日
奈 良	1,051 (986)	65	令和7年 11月16日
和歌山	1,045 (980)	65	令和7年 11月1日
鳥 取	1,030 (957)	73	令和7年 10月4日
島 根	1,033 (962)	71	令和7年 11月17日
岡 山	1,047 (982)	65	令和7年 12月1日
広 島	1,085 (1,020)	65	令和7年 11月1日
山 口	1,043 (979)	64	令和7年 10月16日
徳 島	1,046 (980)	66	令和8年 1月1日
香 川	1,036 (970)	66	令和7年 10月18日
愛 媛	1,033 (956)	77	令和7年 12月1日
高 知	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
福 岡	1,057 (992)	65	令和7年 11月16日
佐 賀	1,030 (956)	74	令和7年 11月21日
長 崎	1,031 (953)	78	令和7年 12月1日
熊 本	1,034 (952)	82	令和8年 1月1日
大 分	1,035 (954)	81	令和8年 1月1日
宮 崎	1,023 (952)	71	令和7年 11月16日
鹿児島	1,026 (953)	73	令和7年 11月1日
沖 縄	1,023 (952)	71	令和7年 12月1日
全国加重平均額	1,121 (1,055)	66	

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金制度 検索



賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

